

東ティモール国際平和協力業務の実施の結果

平成20年3月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

東ティモール国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

東ティモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位をめぐる問題が生じていた。1999年5月、インドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東ティモールにおける特別な自治に対する枠組案に対する東ティモール人の民意を東ティモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立し、同年8月30日に直接投票が実施され、その結果有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自治提案が拒否された。同年10月20日には、インドネシア共和国の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同月25日、国際連合安全保障理事会は決議第1272号を採択し、国際連合東ティモール暫定行政機構（以下「UNTAET」という。）を設立した。これにより、UNTAETは東ティモール統治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係るすべての権限を行使する権能を与えられた。UNTAETにより2001年8月30日には憲法制定議会議員選挙が、また2002年4月14日には大統領選挙が実施され、同年5月20日、東ティモール民主共和国として独立した。

UNTAETは、東ティモールの独立によりその任務を終了したが、国際連合安全保障理事会決議第1410号に基づき、同日をもって引き

続き東ティモールの安全の確保及び自立支援を目的とする国際連合東ティモール支援団（以下「UNMISSET」という。）が組織された。

UNMISSET展開後、東ティモール内の治安状況は改善し、国家制度の構築も進展を見たが、司法分野を中心として国家機能が十分には機能していないこと及び国境警備隊の能力が十分でないことを理由として、国家制度の構築支援、警察能力向上支援並びに民主的統治及び人権の遵守に関する訓練支援等を目的として、2005年4月28日に国際連合安全保障理事会決議第1599号が採択され、国際連合東ティモール事務所（以下「UNOTIL」という。）が設立された。

UNOTILは、2006年5月で任務を終了する予定であったが、同年4月に、離脱兵士による抗議活動に便乗した暴力行為に対し国軍が投入されて以降、治安状況が極度に悪化し、東ティモール政府からの要請により、治安の維持及び回復並びに2007年の大統領選挙及び国民議会選挙の実施支援等を目的として、2006年8月25日に国際連合安全保障理事会決議第1704号に基づき、国際連合東ティモール統合ミッション（以下「UNMIT」という。）が設立された。

このための要員の派遣について、国際連合から我が国に対し要請があったところであるが、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNMITについてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととした。このため、昨年1月26日、「東ティモール国際平和協力業務の実施について」及び「東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成19年政令第16号）」の閣議決定を行い、同月31日に東ティモール国際平和協力隊を設置し、これにより、国際平和協力業務を実施した。

2 東ティモール国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 文民警察業務の概要

UNMIT文民警察部門は、東ティモールの首都ディリに所在し、昨年末現在で各国から派遣された約1,500名の要員により構成されていた。

世取山茂警視長他計2名の文民警察要員（以下「第1次文民警察要員」という。）は、国際平和協力本部による研修を経て、昨年1月31日に本邦を出発、2月2日に東ティモールに到着し、UNMIT本部の文民警察部門に配置された。第1次文民警察要員は、世取山警視長がUNMIT文民警察コミッショナーの特別顧問として、また、宇都徹警視が世取山特別顧問の補佐官として、東ティモールの治安維持に責任を有するUNMIT文民警察部門に対する助言等の業務を実施したほか、東ティモール国家警察（以下「PNTL」という。）の再建支援の基礎となる実態の把握に加え、PNTL幹部研修を実施し、PNTL警察官の教本の整備や海外研修の要員選定に関する助言等を行うなどの業務を行った後、昨年8月3日に帰国した。

次いで富田邦敬警視長他計2名の文民警察要員（以下「第2次文民警察要員」という。）は、国際平和協力本部による研修を経て、昨年8月3日に本邦を出発、同月4日に東ティモールに到着し、UNMIT本部の文民警察部門に配置された。第2次文民警察要員は、富田警視長がUNMIT文民警察コミッショナーの特別顧問として、また、筒井宏和警視が富田特別顧問の補佐官として、第1次文民警察要員の業務を引き継ぎ、UNMIT文民警察部門に対する助言等の業務を実施した。特に第1次文民警察要員が編さんをはじめたPNTL警察官の教本については、その原稿を完成させ、本年2月5日に帰国した。

（2）連絡調整業務の概要

関係省庁（内閣府、警察庁及び外務省）から派遣された連絡調整要員は、我が国の国際平和協力活動を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、昨年1月31日以降、逐次業務に従事した。連絡調整要員は、首都ディリに最大3名配置され、UNMIT及び派遣先国政府当局その他の関係機関と文民警察要員との連絡調整業務に従事し、本年2月9日までに全員帰国した。

3 まとめ

UNMITの目的は、東ティモールにおける治安の維持及び回復並びに大統領選挙及び国民議会選挙の実施支援等であるが、大統領選挙、同選挙決選投票及び国民議会選挙は治安面も含めて大きな混乱もなく昨年4月から6月にかけて実施され、これらの選挙の結果、同年5月20日に新大統領が、8月8日に新首相がそれぞれ就任し、新政権の下で東ティモール自立のための新たな国づくりに向けた取組が始まったところで

ある。このような東ティモールにとって重要な時期に、我が国としても U N M I T の活動に対して協力をなし得たことの意義は大きい。

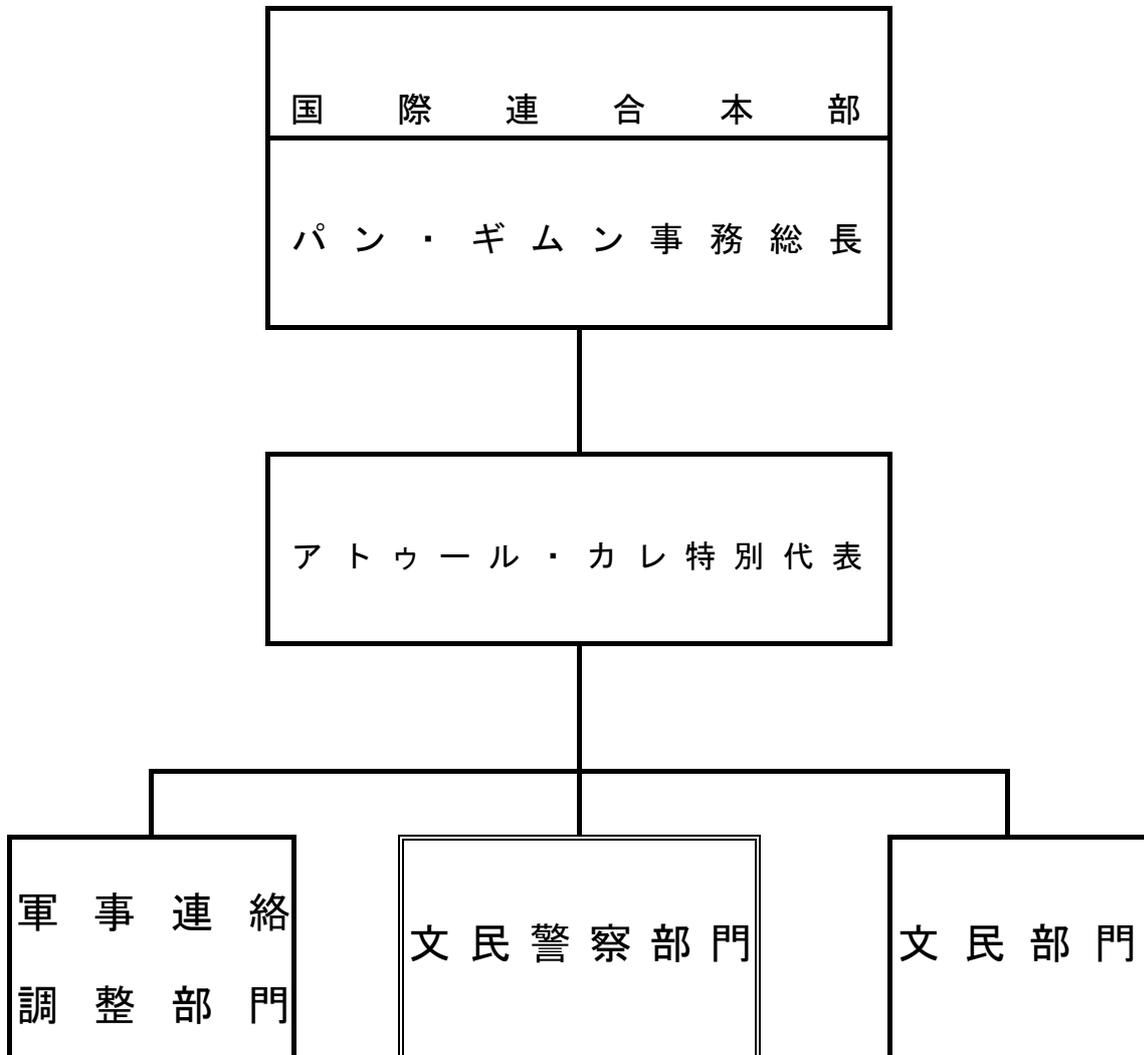
我が国の文民警察要員は U N M I T 文民警察部門の中枢においてその経験及び能力を十分に発揮して業務を実施し、U N M I T から P N T L の基礎的能力向上等の分野で大きな成果を上げたとの評価がなされた。特に我が国の文民警察要員が中心となって進めた P N T L 警察官の教本の編さんは、最も基礎的な警察官教育の整備という点で、これからの P N T L の中長期的な再建に道筋を付けるものであり、U N M I T 関係者及び東ティモール政府関係者から高い評価を受けたところである。

なお、東ティモール国際平和協力業務が終了した後の本年 2 月 1 1 日、大統領及び首相が襲撃され、大統領が重傷を負うという強く非難されるべき事件が発生した。その後、東ティモール政府及び同国国民は冷静な対応を示してきているが、治安の情勢を含む今後の推移が注目されるところである。

今回の東ティモール国際平和協力業務は、我が国としては平成 4 年から平成 5 年にかけてのカンボジアへの派遣及び平成 1 1 年の東ティモールへの派遣に続く三度目の文民警察要員の派遣となるが、政府としては、これらの貴重な経験を今後の業務にいかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

(参考1)

U N M I T の 概 要



(注1) 二重線は我が国要員が配置された部門

(注2) 文民部門は、政務、行政、選挙支援等の業務を行う

我が国要員配置図

文民警察要員: 2名
連絡調整要員: 最大3名(逐次交替)

